

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
256	3512.05	下荘港西防波堤灯台 Shimosho Ko 34 20.7N Fl (2) R 6s 135 12.5E 群閃赤光 毎6秒に2閃光	7		5 赤塔形 4.8	変更
257	4980	佐賀関漁港田中東防波堤灯台 Saganoseki Gyoko				廃止
258	4986	大分港ノックンパーズ灯 Oita Ko 33 16.8N Mo (U) W 12s 131 40.3E モールス符号白光 毎12秒にU (・・ー)	30		10	変更 副灯 (Mo (U) W 12s 4M) を本灯の東方約190m及び西方約220mに各設置レーダ反射器付
259	5433	大瀬戸第3号導灯(前灯) Oseto 33 54.9N F Y 130 56.3E 不動黄光	26		13 白色三角形頭標付白塔形 19	変更 昼間は光達距離 1M
260	5434	大瀬戸第3号導灯(後灯) Oseto 33 55.0N F Y 130 56.5E 不動黄光	42		13 白色三角形頭標付白塔形 13	変更 2灯一線 59° 昼間は光達距離 1M
261	5439	大瀬戸第2号導灯(前灯) Oseto 33 53.9N F Y 130 55.2E 不動黄光	20		13 白色三角形頭標付白塔形 18	変更 昼間は光達距離 1M
262	5440	大瀬戸第2号導灯(後灯) Oseto 33 53.9N F Y 130 55.3E 不動黄光	30		13 白色三角形頭標付白塔形 28	変更 2灯一線 112° 昼間は光達距離 1M
263	5443	大瀬戸第1号導灯(前灯) Oseto 33 53.5N F Y 130 54.7E 不動黄光	40		14 白色三角形頭標付白塔形 18	変更 昼間は光達距離 1M
264	5444	大瀬戸第1号導灯(後灯) Oseto 33 53.4N F Y 130 54.8E 不動黄光	79		14 白色三角形頭標付白塔形 12	変更 2灯一線 141° 昼間は光達距離 1M
265	6710.3	都井岬南沖浮魚礁施設灯 Toimisaki 31 03.9N Mo (U) W 8s 131 30.8E モールス符号白光 毎8秒にU (・・ー)			6	新設 レーダ反射器付

船舶通航信号所（海上交通センター）

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位置	呼出名称
266	8404	瀬戸内海 東部(Ⅱ)	神戸 Kobe	34 39. 1N 135 13. 1E	おおさかマーチス

1 情報の提供

(1) 変更なし

(2) 船舶を特定して行われる情報の提供

ア 方法 VHF 無線電話又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) VHF 無線電話による場合

a 変更なし

b 大阪湾海域のうち神戸船舶通航信号所から約 18M 以内の海域及び播磨灘海域のうち江埼灯台から約 10M 以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する海交法規則第 23 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項に準ずる事項

c～d 変更なし

(イ) 変更なし

ウ 通信の冒頭に冠する通信符号

(ア) 変更なし

(イ) 船舶の航行、停留又は錨泊（以下「航行等」という。）に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

a～b 変更なし

2～3 変更なし

4 留意事項

(1)～(8) 変更なし

(9) 情報の提供は、船舶の安全な航行等を援助するため、船舶に対し、センターにおいて観測された事実及び状況等を伝えるものであり、操船上の指示をするものではないこと。

(10) 勧告は、船舶の安全な航行等を援助するため、船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を促すものであり、操船上の指示をするものではないこと。

5 1～3 項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
MF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電話	078-302-7611 078-302-7612	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし
備考	変更なし		